



## 第2決算審査特別委員会（第1日目）

R2.9.9（水）10：00～

第一委員会室

開 会 9：55

### 委員長挨拶

委員長

第2決算審査特別委員会の開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。  
今回の決算委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密を回避するという事で質疑の通告制を取り入れております。委員から提出済みの質疑内容は、既に配付してあるとおりでございます。また、進行についても例年とは幾分異なることもあります。円滑な議事進行に努めてまいりますので、委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

副委員長

よろしくお祈りいたします。

委員長

それでは、ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は8名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和元年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 令和元年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計5件、企業会計2件の計7件となっております。

### 事前審査説明

委員長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてであります。机上に配付されております別紙日程表に基づき2日間で行うこととし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

続いて、審査の進め方について協議いたします。

審査は、各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合についての説明書を事前に配付しておりますので、説明を省略し、各委員の挙手により通告事項に限り質疑を行っていただくこととし、なお討論、採決については最終日に行うことよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配意願います。

また、答弁については部課長に限らず、内容を知り得る方で原則課長補佐職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全認定について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は会派清新、新政会、会派みどり、公明党の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、委員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りいたします。予定される資料につきましては、お手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求については、事前の確認ではありませんでしたので、なしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

なしと確認いたします。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

**認定第4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

委員長

認定第4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入りますが、冒頭決定したとおり、説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございますか。

水 口

それでは、私から通告をしております点について質疑をさせていただきます。

北海道の場合、2月の末に非常事態宣言が発出をされ、新型コロナウイルス感染症について決算額にどのような影響があったかについてお伺いをいたします。

木村課長補佐

介護保険特別会計の予算及び決算に占める8割以上が介護サービス提供のために支払われる介護給付費でありまして、この介護給付費における決算対象月が前年の3月から本年の2月の利用分までです。介護給付費の本年1月利用分と2月分を比較した結果、減少傾向はなく、令和元年度決算における介護給付費については新型コロナウイルス感染症の影響は極めて少ないと認識しております。ほかの事業につきましては、地域支援事業において2月から3月に実施予定であった高齢者対象の事業の一部で新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から急遽実施を取りやめたため需用費等において不用額が発生しましたが、影響額は少額となっております。

委員 長 東 元 ほかには質疑ございますか。  
介護保険会計についてですけれども、介護認定審査会についてお伺いいたします。コロナ禍における介護認定事務について、認定の遅れですとかそういう影響はあったのかお尋ねいたします。

西尾課長補佐 介護認定審査会への影響ということですが、令和2年3月までは介護認定審査は通常どおり開催することができました。それまで調査しているものが遅れて審査にかかっているのですけれども、そういったことから令和元年度においては特にコロナ禍での影響はございませんでした。

委員 長 山 本 ほかには質疑ございますか。  
314ページの1款3項1目介護認定審査会費ですが、464万6,600円と書いてございますけれども、内容を詳しく教えていただきたい。

西尾課長補佐 介護認定審査会の報酬等についてでございますが、まずその内容について委員数等ご説明させていただきます。委員数につきましては20名で、1合議体5名の4合議体で構成しております。認定審査会の実施数ですが、年96回、毎週火曜日、2合議体ずつ実施しております。その他研修会として、道主催の新任研修、現任研修などがございます。報酬の額についてですが、介護認定審査会委員につきましては非常勤の特別職となりますので、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、委員については月額1万100円、会長及び合議体の長は1万2,800円となっております。委員の構成につきましては、会長1名、合議体の長4名、委員15名となっております。ただ、この中で1名市立病院の医師がおりまして、その方につきましては報償費での支出となっておりますので、こちらの464万6,600円には含まれておりません。それぞれの金額ですが、会長及び合議体の長につきましては月額1万2,800円となっております。掛ける89回ということで113万9,200円となっております。委員につきましては月額1万100円となっております、回数的に341回、計344万4,100円。そのほか、先ほどもご説明しましたように委員研修等についても報酬が発生しておりますので、その部分が6万3,300円となっております。以上を足しますと464万6,600円の決算額となりました。

委員 長 副委員長 ほかには質疑ございますか。  
私からは、不用額の節減になった分野から3点質疑いたします。  
1点目は、320ページ、321ページの保険給付費の中の負担金補助及び交付金の中で、居宅介護サービス計画の1件当たりの給付の経費を伺います。  
2点目は、同じく320ページ、321ページから保険給付費の中の負担金補助及び交付金についてですが、福祉用具の購入金額が減となっている。この理由について伺います。  
3点目、324ページ、325ページから地域支援事業費の需用費、この中で説明がありました事務費節減の内容を伺います。

木村課長補佐 ただいまのご質疑1点目と3点目について私からご答弁申し上げます。  
居宅介護サービス計画につきましては、320ページ、321ページの記載の中で介護給付と予防給付があるのですけれども、その合計の1件当たりで1万1,442円でございます。  
続きまして、事務費節減のご質疑につきまして、ファイルなどの再利用による新規購入の抑制、公用車の消耗品交換が不要だったこと、また2月から3月に実施予定であった高齢者対象事業が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点か

ら中止となり、購入予定であった資料作成用紙など消耗品の購入を取りやめたことなどによるものです。

西尾課長補佐

私から福祉用具購入費、購入金額が減となった理由についてご説明いたします。令和元年度につきましては124件、287万7,721円、前年比マイナス46件、金額としては133万195円となっております。ここ数年の状況を見ますと、平成27年度をピークに増減を繰り返してはおりますが、全体的に減少傾向にあります。また、1人年間10万円を限度に必要な福祉用具の購入が可能ですが、ここ数年の数字変動を見ますと、総体的に件数及び金額の増減はありますが、1人の利用単価は毎年減少しております。商品単価の変動や予防事業の推進、また社会情勢など、あらゆる要因が重なったことと推測しております。

副委員長

1点再質疑させていただきます。福祉用具を購入する業者は何社あるのか。多分1社かと思えますけれども、もし1社だとしたら用具を安くするための何か取組があったのか。その辺を伺いたいと思います。

西尾課長補佐

福祉用具につきましては、北海道の許可を受けた業者にしか販売できないことになっております。滝川市内に限らず、指定を受けている業者であればどこでも販売できることになっております。例えば札幌の施設に入っている人が購入する場合、札幌のそういう指定を受けている業者から購入することも可能になっております。また、本州で施設に入っているという方もいらっしゃいます。そういう方もそういう指定を受けているところであれば購入可能となっております。購入金額というのは、業者等の企業努力という部分も出てくるのかなと思います。ですので、同じものでも必ずしも金額的に一定とは限らないと認識しております。

委員長

以上で通告されております質疑は全て終了いたしましたので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。  
以上で認定第4号の質疑を終結いたします。  
なお、所管入替えのため休憩いたします。

休 憩 10:14

再 開 10:16

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
**認定第3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

委員長

認定第3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございますか。

水 口

私から1点お願いをいたします。  
公営住宅が指定管理制度に移行して令和元年度で3年目となります。指定管理に移行してから指定管理者がいろいろな工夫をした取組をされていると伺っているのですが、3年目で1年目、2年目にはない新たな取組がありましたら、それについてお伺いいたします。

横田課長補佐

まず、自主事業として平成29年度より行っている野菜の販売、高齢者の見守り事業というものを継続的に行っております。中でも高齢者見守り事業については、30年から泉町団地において開始した定期の広報紙の配布に加えて、昨年度

新たに完成した東町団地でも広報紙の配布を開始しており、高齢者への訪問機会を増やし、見守り事業の拡充を図りました。また、昨年度は7月下旬から猛暑日が続いたため、急遽平家建ての全団地と高齢者住宅である見晴団地8号棟に入居する70歳以上の高齢者世帯及び独居の高齢者に対し、熱中症や脱水についての注意喚起文の配布と状況確認のための声かけを行いました。窓口業務においては、毎年行う収入申告について、平成29年度は滝川ガスの窓口への提出または郵便投函で行っていましたが、平成30年から高齢者等に配慮して、滝川ガスの窓口のほか、各団地の集会所を利用して収入申告受付会場を臨時に開設して相談や提出を行いやすくするなどサービスの向上に努めていて、昨年度も継続して行っています。一般管理、修繕業務については、昨年度新たな取組はございませんが、平成29年度に記録的降雪、平成30年度にブラックアウトを経験いたしました。それを生かして昨年度も災害等を意識した日常管理を継続して行っております。

水 口

1点確認させてください。

広報紙の配布というご説明がありましたが、これは指定管理者が独自に作っているものなのか、それとも広報たきかわのことなのか伺います。広報たきかわは当然町内会が投函しますから、その辺を具体的に教えてください。

横田課長補佐

この広報紙というのは指定管理者が独自に作成しているもので、泉町団地については「泉6だより」という名前で泉町団地40戸に配布しています。東町団地については「東町だより」という名前で、内容についてはかなり重複するところが多くあったり、かなりローカルな部分だとか、防犯、防災だとかということも独自で記事として載せていただいて、東町団地は90戸配布しております。

委員 長  
副委員 長

ほかに質疑ございますか。

1点質疑いたします。

284ページ、285ページの住宅事業費の中から伺いますが、不用額の説明の中に滞納家賃等の支払い請求に関する調定、訴訟に至らなかったためとありますが、訴訟費は1件につき、平均的で結構ですが、どれぐらいかかるのか。また、調定、訴訟に至らなかった要因がありましたら伺いたいと思います。

横田課長補佐

訴訟に係る費用は滞納額によって異なりますので、1件ごとに定額の費用ということではございません。予算上は支払督促、調定、訴訟の申立ての手数料として5件分で合計7万5,000円を計上いたしました。また、その後明渡しの強制執行を行った場合の費用についても案件ごとに費用が異なりますので、過去の実績を基に3件分で120万円を計上して、手数料と合わせて127万5,000円を計上しておりますが、令和元年度滞納者における調定、訴訟を行わなかったため、全額不用額ということで決算しております。令和元年度の調定、訴訟に至らなかった要因ですけれども、納付期限を過ぎても支払いがされなかった入居者に対しましては、毎月支払いの督促状を送付いたしております。そのほか滞納者に対して徴収担当者による訪問徴収、収入状況に応じて滞納分を分割して支払ってもらうなど、滞納額が多額になることを未然に防いでいる成果が出ていると思われま。

委員 長

以上で通告されている質疑は全て終了いたしましたので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように確認いたします。

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

所管入替えのため休憩いたします。

休 憩 10:22

再 開 10:24

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**認定第7号 令和元年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**

委員長 認定第7号 令和元年度滝川市下水道事業会計決算の認定について審査を行います。

水 口 これより説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございますか。

水 口 それでは、私から1点につきまして質疑をさせていただきます。

決算書の15ページに建設改良工事①といたしまして社会資本整備総合交付金事業ということで、14事業を実施しているということになっております。社会資本整備総合交付金、予算で組んだときと実際に交付される額に乖離が生じるというのが例年予想されるのですけれども、この場合、年度当初と実際の交付金額などについて、この14事業を実施する上でどのような変更点があったかについてお伺いいたします。

遠藤課長補佐 令和元年度の予算につきましては、前年度繰越分というものがございます。前年度繰越分事業については除きまして、当該年度分につきましては主に合流改善工事等で15事業、事業費5億円を予算計上しておりまして、そのうち財源の交付金としましては2億5,000万円ということで見込んでおりました。事業費の財源であります交付金につきましては、交付率が年々減少の傾向にございまして、年度当初の交付金内示額は1億8,000万円、予算に対して72パーセントということになりましたことから、事業会計に負担をかけないように工事内容の精査、延長の減等を図る中で14事業を実施したところであります。事業費の財源であります交付金につきましては、先ほど申し上げたとおり年々減少の傾向にございまして、ここ数年年末に向けまして事業調整というものがございます。それに伴う追加要望を行い、本年2月6,000万円の追加交付の決定を受けまして、令和2年度に繰り越しまして事業を進めているところでございます。このように交付金事業につきましては、財源である社会資本整備総合交付金の動向に左右されながら事業を執行せざるを得ない状況にございますけれども、引き続き事業会計の安定的な経営や工事内容の精査、積極的な追加要望を行う中で事業の進捗を図っていきたいと考えております。

委員長 以上で通告されております質疑は全て終了いたしましたので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。

以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

**認定第6号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

委員長 続いて、認定第6号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

水 口 これより説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございますか。

水 口 それでは、1点について質疑をさせていただきます。

土地区画整理事業でございますが、令和元年度に供用開始をしております。従

来より通行量や利便性にどのような効果があったかについて、もし調査等がされているようであれば、その点についてお伺いをいたします。

遠藤課長補佐

西二号通りの西1丁目、セイコーマートの前から西二丁目通り、自衛隊前のところまでが未整備区間だったわけですが、全工事が完了しまして、令和元年10月1日に全面供用の開始をしております。供用開始後に具体的な通行量の調査は実施しておりませんが、新しく整備した路線につきましては幸町コミュニティセンター前の旧道よりも通行量は明らかに多くなっておりますので、新十津川方面から江部乙方面へ向かう通行がスムーズになったですとか、自衛隊の車両が新十津川の射撃演習場に向かうときに安全に通行できるようになったですとか、そういった声が寄せられております。また、整地を行った土地につきましても、保留地はもとより、近隣の民地の取引につきましても数件の相談を受けている状況でございます。利便性が向上したことによりまして土地の取引も活発化する動きを見せております。ただ、西二号通りは供用開始からまだ1年たっておりませんので、今後の整備地区の開発の動き等も含め、具体的な効果はこれからというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

山本

389ページの西二号通照明灯設置工事95万7,000円について、一般に言う街路灯か伺います。

遠藤課長補佐

今回設置しました照明灯につきましては、一般的に道路管理者が設置する街路灯、ハイウエー灯と呼ばれるような街路灯ではなく、防犯灯に近いものを2灯設置しております。当初の予定では交差点部以外には街路灯を設置しないという方針でいたのですが、曲線部、セイコーマートの前のところから旧道との丁字の交差点まで約370メートルあります。その間に照明が何もないのは危険であるというご指摘もいただきましたことや、当該路線が主要幹線街路であることも総合的に鑑みまして、北電と協議を重ねました。結果、曲線部の中央部に自立柱で照明灯を設置すれば、北電で電柱を設置していただきまして、そこまで電力を供給していただけるというようなことになりました。したがって、道路附属物としての街路灯ではなく、土地区画整理事業者として必要最小限度の照明灯ということで設置させていただいております。この構造につきましては、一般的な歩道照明の防犯灯では明かりを照らせる範囲が狭いということから、ある程度高い照明柱、ポールの高さが6.2メートルの照明柱を設置しております。照明灯につきましても周囲40メートル程度を照らせるというようなものを設置しております。

山本

防犯灯ということで説明を受けましたけれども、電気料は土木課で持つのか、土地区画整理事業で持つのか、どちらですか。

遠藤課長補佐

電気代につきましては、今のところ土木課で負担していただいているような状況になっております。

委員長

以上で通告されている質疑は全て終了いたしましたので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。  
以上で認定第6号の質疑を終結いたします。  
所管入替えのため休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:45

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 委員長 認定第8号 令和元年度滝川市病院事業会計決算の認定について  
認定第8号 令和元年度滝川市病院事業会計決算の認定について審査を行います。
- 水 口 これより説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございますか。  
それでは、1点お伺いをいたします。  
新型コロナウイルス感染症につきまして、北海道の場合2月の末に非常事態宣言を発出しておりますが、この年度の決算額などにどのような影響があったかについてお伺いをいたします。
- 倉本課長補佐 新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、1月までの医業収益は対前年比約2,600万円の増収となっておりますが、2月に入り受診控えや、当院でも陽性患者が発生したことによる予約手術や予約入院の延期措置、不急の受診を控えるよう周知したことも影響し、2月、3月の二月間で対前年比約9,800万円の減収となり、3月末決算で約7,200万円の減収となったところです。
- 委員長 ほか質疑ございますか。  
本 間 それでは、22ページの総括事項についてお伺いしたいと思います。  
記述内容について読ませていただいたのですが、純損失を計上した決算の総括として本当にこういう書きぶりでのいいのかと感じてしまいました。損失を計上するに至った抜本的な要因と改善を要する点などの分析というもののが最も重要だと思います。そういうことに対するお考えをお伺いしたいと思います。また、もし付け加えたいことがあればお聞かせいただきたいと思います。
- 金子課長 6億1,800万円とかなり大きな純損失ということで、この純損失に対しての総括として妥当なのかというようなことかと思えます。企業会計の特性で、非現金収支、現金が動かない部分での収支の変動というものが年度の中でもございます。具体的に申し上げますと、平成30年度と比較をさせていただきたいと思えますけれども、平成30年度は決算額が純損失で1億1,700万円ということで、約5億円ほど開きがございます。その5億円については穴が空いたのかという実態についてお話をしますと、まず5億円のうちの3億円については退職手当の引当金、これが動いたもので、実際に現金が動いたわけではございません。平成30年度においては、特別利益という形で1億3,500万円が利益として計上されました。対して令和元年度につきましては、特別損失という形で1億6,500万円を計上した。その差分で3億円というところであります。引当金というのはどういう性質かといいますと、仮に年度末に病院の職員全員が退職したとしたら退職手当の支払いに必要な額、これと実際に北海道市町村職員退職手当組合に積み立てている額、この差分を引当金として計上するというルールになってございます。年度間で非常に動く数字なものですから、こういったことも発生しているというところで、まずは非現金収支について申し上げました。  
その差分2億円についてはどうなのかということでもありますけれども、これのさらに分析を進めますと、まず5,000万円については一般会計からの繰出金が減っております。これも平成30年度との比較でございます。さらに、先ほどの退職手当の積立金、これの28年度から30年度の3か年の分の精算が令和元年度であります。3年分の精算を必ず1年で精算するという形になっているのですが、ちょうど令和元年度が精算年度に当たってまして、この分が約4,000万円とい

う形になってございます。さらに言えば、新型コロナウイルスの影響でございます。先ほど倉本補佐から申し上げたとおり、2月から3月の診療収益で決算ベースで約1億円減収をしておりますから、それらトータルで考えますと、新型コロナウイルス感染症の影響を除いて考えればほぼ平年ベースで決算が動いていたのではないかとこのところであります。平成30年度も厳しかったですし、令和元年度も厳しかったということが分析した形の総括であります。

また、抜本的な原因ということで、ここを分析するということでもありますけれども、まず1つ大事な前提がございます。全道の中の北海道公立病院連盟に加盟する23公立病院のほとんどが市立病院であります。この中で、先ほど申し上げた一般会計からの繰出金あるいは補助金ですとか出資金、そういったものを全て抜いて、自治体病院はどこの病院も不採算部門を背負うわけですから赤字の運営になっています。そこで、赤字を1床当たり置き換えるとどのような形になるのかということと計算しますと、こういった状況におかれましてもまだ全道の中では中位よりやや上というような運営状況でございます。ただ、滝川市立病院と滝川市が決定的にほかの自治体と違うのは、実繰入額が繰入基準に満たないという状況にあります。滝川市も滝川市立病院も、そういった自治体においていかに運営していかなければならないのかということ是非常重要的な問題です。経営改善計画に沿った形で、新型コロナウイルス感染症の非常に大きな影響を受けておりますけれども、その中でもできることを最大限やっていくことが務めであると考えております。

本 間

繰出金がほかの自治体より少ないというのは存じております。実際に資金不足をなくさないといけないというようなことが1つの方向性としてあるのには違いないという中で、経営計画が終わってどんな状況になって、どういうことができて、どういうことができなかったから、こういうことになっていくのか。どちらかというとなんの細かい数字の分析というよりも、実際この会計年度を経験して、コロナの一部も経験して、これからどういう取組をしていくかということと考えるための総括事項なのかなと認識したので違和感を感じたということです。できればより具体的な、こういう取組をしたけれども、こういうことが効果として現れなかったとか、そういうことを積み重ねていくことが大事なのかなと思います。そういうことに対しての答弁を期待していたので、もしそういうことに近いお答えがあればいただきたいと思っております。

金子課長

決算の総括としては、令和元年度につきましては病床稼働率も落ちておりますし、外来の入院患者数も減っております。反面、単価を向上させておりますので、病床数が減っていったということの減少率よりもお金自体は確保できていたのですが、それにしても年々そこは下がっていきつづけていると言わざるを得ない状況であります。そこで、滝川市立病院経営改善計画、今、1病棟を休床している形になっておりますので、ここの早い段階の再稼働、そしてフルオープン、入院収益を少しでも上げていくという取組で、まずはその考え方に沿って今後進めていく必要があると思っております。また、看護師の数が非常に減っておりますし、稼働の中でかなり過重労働が強いという部分もございます。令和2年度に入っているいろいろな施策を実行しておりますけれども、看護師の確保については令和元年度と比較してかなりいい形で進んでいるとは思っております。それが少しずつ花開いて看護師の数の確保につながると思っておりますし、いずれはフルオープンで収益を拡大する。それが一番の経営改善の今

の段階で求められる形かなと思っていますので、精いっぱい進めてまいりたいと思います。

堀 次 長

詳細は、金子課長が申したとおりですが、令和元年度で申し上げますと、例えば5月の10連休、天皇の関係でありましたが、その中では5月2日を市立病院は開院しております。別に閉院日は設けておりません。また、年末年始の休暇につきましても12月30日、本来休みですが、そこを開院して対応しております。従来も年末年始の休暇が長くなる場合は、間で1日開けておりました。その場合、病院は閉院日を別に設けていたのですが、今回は閉院日を設けずに、職員は代休対応としております。そのような取組をしておりますので、その部分もぜひご理解いただければと思います。

委 員 長  
山 本

ほかに質疑ございますか。

病院事業の最後の総括事項の中から3点ご質疑させていただきます。

まず最初に、未収金の縮減に取り組むとありますけれども、具体的な内容を伺いしておきたいと思います。

それと、予防医療の健康診断、健康教室など、それらは過去から増加しているのか。増えてきているとか横ばいだとかいろいろあると思うので、その実績をお伺いしたいと思います。

それと、一番最後の総括の中で、地域医療の推進に向けて企業の経済性を発揮するとございますが、今後どのような形の中で病院事業経営、先ほど改善計画等も含めてありましたけれども、もう一度意気込み等、そういったものをお伺いしたいと思います。

矢野課長補佐

私から未収金の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

未収金の縮減に向けての取組ですが、まず未収金を発生させない取組としまして、窓口で納付折衝や分割納入の相談、納付誓約書の締結をしております。そして入院患者の対応ですけれども、限度額適用認定証の提出の徹底などを行っております。発生した未収金につきましては、専門職員を配置しまして督促状や催告状の送付、電話での督促、自宅への訪問等を実施しております。また、これらの督促を行っても入金や連絡等がない未納者は存在します。そういった方に対しては法律事務所に委託しまして回収をしているというような取組をしております。

藤原係長

私からは、予防医療として実施されております健康診断、健康教室の実績についてお答えいたします。

まず、健康診断につきましては、令和元年度で5,148件、月平均にして429件の実施となっております。そのほか病院独自の取組として実施しておりますお手軽健診につきましては、令和元年度は670件、月平均にして56件の実績となっております。健康教室につきましては、糖尿病教室のほか、看護の日における市役所での健康相談、そのほかふれあいフェスタでの各種検査ですとか体操教室を実施しております。

金子課長

地域医療の推進、企業の経済性の発揮という観点でのご質疑でございますけれども、企業の経済性につきましては、地方公営企業法の経営の基本原則というものがございまして、常に企業の経済性を発揮しというような文言がございまして、こちらから引用しておりますし、市立病院を取り巻く情勢といたしましても、公共の福祉という観点はもちろん大事でございます。その一方で、地方公営企業に求められる責務として、経済性という観点も非常に大事なことだと思

っております。具体的に申し上げれば、先ほど本間委員に申し上げたことと重複いたしますけれども、入院単価の向上、外来単価の向上、そして病棟のフルオープン等、今後収益の拡大に向けた取組が求められていると考えております。経営改善計画を基本にして、今後、新型コロナウイルス感染症の極めて厳しい状況の中ででき得ることを最大限力を発揮して、一層の看護師確保も含めた取組も進めていかなければならないと思っているところでございます。

委員長

以上で通告されております質疑は全て終了いたしましたので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。  
以上で認定第8号の質疑を終結いたします。  
本日の日程は全て終了いたしました。  
明日は午前10時から会議を開きます。  
本日はこれにて散会いたします。

散 会 11:03